

令和5年12月
国 税 庁

「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について」の一部改正について（事務運営指針）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）等により、国税通則法（昭和37年法律第66号）等の一部が改正されたことから、上記の事務運営指針について所要の改正を行うものである。